

第4期幕別町地域福祉計画（素案）

（令和7年度～令和11年度）

幕 別 町

目 次

第1章	計画策定にあたって	
1	計画策定の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
第2章	人口構造の変化	
1	人口の推移	3
2	人口の推計	3
3	世帯の動向	3
4	世帯構成の動向	4
5	出生の動向	4
6	要介護高齢者の見込み	5
7	障がい者の状況	6
8	生活保護の状況	6
第3章	計画の理念と目標	
1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	SDGsを踏まえた計画の推進	8
4	施策の体系	9
第4章	施策の実現に向けて	13
[資料]		
1	幕別町地域福祉計画策定委員会委員名簿	35
2	幕別町地域福祉計画策定委員会への諮問	36
3	幕別町地域福祉計画策定委員会の答申	37
4	幕別町地域福祉計画策定委員会の協議経過	38
5	幕別町地域福祉計画策定委員会条例	39

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、人口減少や少子高齢化、核家族化等の生活スタイルの多様化により、地域住民同士の付き合いや、家族関係の希薄化が進み、地域や家庭で互いに助け合う力が弱まることで、社会的孤立、生活貧困、ひきこもり、自殺、DV（ドメスティックバイオレンス）、虐待といった問題が増加傾向にあります。これらの問題は1つが発生することで心身の健康や家庭の状況など、ほかの問題を引き起こすこともあり、問題は複雑化・多様化していきます。

さらに、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症により、オンラインツールを用いたコミュニケーションの手段や非接触型のツールの活用等、私たちの日常生活も変わりつつある中、これまで以上に地域での交流や支え合いが重要となっています。

地域福祉の取組を進めていくために、まず地域の住民がお互いを知り合えるようにすることや地域活動が活発に行われるようにしていくことが大変重要です。

また、困っている人一人ひとりにきめ細やかに対応していくためには、行政など公的な機関による施策やサービスだけでなく、地域住民やボランティア、事業所など地域に関わるものの協働による仕組みづくりが必要となってきています。

こうした中、社会福祉法が一部改正され、平成30年4月の改正では、地域福祉計画は地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉分野の「上位計画」として位置付けられたほか、令和2年6月の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、町内の横断的な連携を強化し、包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

本町では、平成22年度に『第1期幕別町地域福祉計画』を、平成27年度に『第2期幕別町地域福祉計画』を、令和2年度に『第3期幕別町地域福祉計画』を策定し、住民・行政が一体になって目指すべき地域社会へ向けた施策を進め、様々な課題に取り組んできましたが、地域社会を取り巻く環境の更なる変化に対応するため、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までを計画期間とする『第4期幕別町地域福祉計画』を策定します。

2 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画であり、本町のまちづくりの指針である「第6期幕別町総合計画」における地域福祉分野の施策を具体化するものです。

また、保健福祉分野における「第9期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」、「幕別町障がい者計画・第7期幕別町障がい福祉計画・第3期幕別町障がい児福祉計画」、「幕別町こども計画」、「第3期まくべつ健康21」などの個別計画と整合性を図るとともに、これらの計画を地域において総合的に推進するための計画として策定します。

さらに、幕別町社会福祉協議会が策定する「第6期地域福祉実践計画」と連動・協働するとともに、近年の地域における多様な福祉課題解決のため、福祉分野以外の各種計画などとも協働し、さらなる地域福祉の向上を目指すものです。

3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度（2025年度）を始期とし、令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第6期幕別町総合計画 (H30年度～R9年度)				第7期幕別町 総合計画（予定） (R10年度 ～R19年度)	
幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (第9期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業 計画・認知症施策推進計画) (R6年度～R8年度)			第10期幕別町高齢者福祉計画・介護 保険事業計画・認知症施策推進計画 (R9年度～R11年度)（予定）		
まくべつ障がい者福祉プラン2021（改訂版） (幕別町障がい者計画（R3年度～R8年度）・ 第7期幕別町障がい福祉計画・第3期障がい児 福祉計画（R6年度～R8年度）)			幕別町障がい者計画 (R9年度～R14年度) 第8期幕別町障がい福祉計画 ・第4期障がい児福祉計画 (R9年度～R11年度)（予定）		
第2期幕別町子ども ・子育て支援事業計画 (R2年度～R6年度)		幕別町こども計画(予定) (R7年度～R11年度)			
第3期まくべつ健康21（健康増進計画） (R6年度～R17年度)					
幕別町都市計画マスタープラン (R3年度～R22年度)					
第3期幕別町地域福祉計画 (R2年度～R6年度)		第4期幕別町地域福祉計画 (R7年度～R11年度)			

○幕別町社会福祉協議会策定計画



第5期地域福祉実践計画 (R2年度～R6年度)		第6期地域福祉実践計画（予定） (R7年度～R11年度)	
----------------------------	--	---------------------------------	--

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、識見を有する者及び公募による者15人で構成する幕別町地域福祉計画策定委員会を設置し、個別の福祉施策（保健医療施策、高齢者福祉施策、障がい者福祉施策、児童福祉施策等）の展開の状況について点検を行い、総合的な地域福祉を推進するための地域福祉計画を策定しました。

第2章 人口構造の変化

1 人口の推移

幕別町の人口は、緩やかな減少傾向にあります。年齢階層別の状況では、15歳未満の人口が減少し、65歳以上の人口割合が年々増加しており、少子高齢化が一段と進んでいます。

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	26,868人	26,547人	26,760人	25,766人	25,362人
15歳未満	4,086人 (15.2%)	3,731人 (14.1%)	3,542人 (13.2%)	3,168人 (12.3%)	2,883人 (11.4%)
15～64歳	16,713人 (62.2%)	15,945人 (60.1%)	15,173人 (56.7%)	13,938人 (54.1%)	13,689人 (54.0%)
65歳以上	6,069人 (22.6%)	6,867人 (25.9%)	8,025人 (30.0%)	8,660人 (33.6%)	8,790人 (34.7%)

資料：平成17年～令和2年は国勢調査（総務省統計局）、令和6年は住民基本台帳人口（10/1時点）
※年齢不詳者の数や少数点以下の処理により、各項目の和と合計が一致しない場合があります。

2 人口の推計

幕別町人口ビジョンにおける人口推計は、次のとおりとなっています。

総人口は徐々に減少し、令和27年の総人口は22,096人となる一方で、高齢化はさらに進み65歳以上の人口は7,531人、高齢化率は34.1%と推計します。

区分	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
総人口	26,003人	25,152人	24,227人	23,085人	22,096人
年少人口 (0～14歳)	3,281人 (12.6%)	3,187人 (12.7%)	3,020人 (12.5%)	2,909人 (12.6%)	2,855人 (12.9%)
生産人口 (15～64歳)	14,653人 (56.4%)	13,941人 (55.4%)	13,373人 (55.2%)	12,498人 (54.1%)	11,710人 (53.0%)
高齢者人口 (65歳以上)	8,069人 (31.0%)	8,024人 (31.9%)	7,834人 (32.3%)	7,678人 (33.3%)	7,531人 (34.1%)

資料：幕別町人口ビジョン

3 世帯の動向

世帯数が増加傾向にある反面、一世帯当たりの人員は減少しています。

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
世帯数	10,126世帯	10,359世帯	10,944世帯	11,029世帯	12,710世帯
一世帯当たり	2.7人	2.6人	2.4人	2.3人	2.0人

資料：平成12～令和2年は国勢調査（総務省統計局）、令和6年は住民基本台帳世帯数（10/1時点）

4 世帯構成の動向

三世帯世帯の割合が低下し、核家族世帯は横ばい、単身世帯を含むその他の世帯の割合が増加しています。

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯	6,883世帯	6,918世帯	7,235世帯	7,086世帯
	(68.0%)	(66.8%)	(66.1%)	(64.5%)
三世帯世帯	748世帯	678世帯	516世帯	378世帯
	(7.4%)	(6.5%)	(4.7%)	(3.4%)
その他の世帯	2,495世帯	2,763世帯	3,193世帯	3,530世帯
	(24.6%)	(26.7%)	(29.2%)	(32.1%)
合計	10,126世帯	10,359世帯	10,944世帯	10,994世帯

資料：国勢調査（総務省統計局）

※核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と未婚の子、ひとり親と未婚の子のみの世帯

三世帯世帯：親、子、孫で構成されている世帯

その他の世帯：核家族世帯、三世帯世帯以外の世帯（主として単身世帯）

※小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。

5 出生の動向

幕別町の出生数は、その年によって多少の増減はありますが、北海道と同様、減少傾向にあります。

区分		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
出生数	幕別町	出生数	165人	144人	151人	145人	139人
		前年比	0人	▲21人	7人	▲6人	▲6人
	北海道	出生数	32,642人	31,020人	29,523人	28,762人	26,407人
		前年比	▲1,398人	▲1,622人	▲1,497人	▲761人	▲2,355人

資料：人口動態統計（厚生労働省）

6 要介護高齢者の見込み

高齢者の増加及び長寿命化に伴い、年々要介護認定者は増加する傾向にあります。

区分	令和5年		令和6年		令和7年	
	認定者数	構成比	認定者数	構成比	認定者数	構成比
要支援1	300人	17.3%	325人	18.2%	331人	18.1%
要支援2	244人	14.1%	247人	13.8%	254人	13.9%
要介護1	364人	21.1%	370人	20.7%	372人	20.4%
要介護2	312人	18.1%	319人	17.8%	330人	18.1%
要介護3	204人	11.8%	206人	11.5%	210人	11.5%
要介護4	166人	9.6%	181人	10.1%	185人	10.1%
要介護5	138人	8.0%	141人	7.9%	145人	7.9%
合計	1,728人	100.0%	1,789人	100.0%	1,827人	100.0%

区分	令和8年		令和12年		令和22年	
	認定者数	構成比	認定者数	構成比	認定者数	構成比
要支援1	337人	18.1%	348人	18.2%	361人	18.2%
要支援2	258人	13.9%	264人	13.8%	274人	13.8%
要介護1	382人	20.5%	391人	20.4%	405人	20.5%
要介護2	335人	18.0%	345人	18.1%	357人	18.0%
要介護3	215人	11.5%	219人	11.5%	227人	11.5%
要介護4	189人	10.1%	194人	10.2%	202人	10.2%
要介護5	147人	7.9%	149人	7.8%	155人	7.8%
合計	1,863人	100.0%	1,910人	100.0%	1,981人	100.0%

資料：第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024」

7 障がい者の状況

身体障がい者は減少傾向にありますが、知的や精神障がい者は増加傾向にあります。特に、精神疾患で自立支援医療（精神通院）を利用する人が増加しています。

(1) 身体障がい者の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交付件数	1,226件	1,191件	1,165件	1,126件

資料：幕別町障がい者計画・第7期幕別町障がい福祉計画・第3期幕別町障がい児福祉計画「まくべつ障がい福祉プラン2021（改訂版）」

(2) 知的障がい者の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交付件数	277件	283件	288件	292件

資料：幕別町障がい者計画・第7期幕別町障がい福祉計画・第3期幕別町障がい児福祉計画「まくべつ障がい福祉プラン2021（改訂版）」

(3) 精神障がい者の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交付件数	176件	179件	193件	207件

資料：幕別町障がい者計画・第7期幕別町障がい福祉計画・第3期幕別町障がい児福祉計画「まくべつ障がい福祉プラン2021（改訂版）」

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
交付件数	454件	484件	528件	559件

資料：精神障害者状況調査（十勝総合振興局）※各年3月末現在

8 生活保護の状況

幕別町における生活保護世帯数は、近年、横ばいの傾向にありますが、年金受給額の減少や病気による解雇、非正規雇用の増加等により、依然として高い水準にあります。

区分	被保護世帯	被保護人員	保護率
令和2年	279世帯	376人	1.42%
令和3年	285世帯	373人	1.41%
令和4年	282世帯	369人	1.41%
令和5年	292世帯	380人	1.47%
令和6年	273世帯	349人	1.37%

資料：生活保護実施状況（十勝総合振興局）※各年3月末現在

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

現在の地域社会は、少子高齢化や核家族化の進行、経済情勢を背景とした生活困窮等、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄となり相互扶助機能が低下してきています。

このため、幕別町のすべての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、地域の住民が互いに協力し支え合う地域社会を築くことを目標に、第3期計画を継承し、「第4期幕別町地域福祉計画」の基本理念を次のように定めます。

地域でともに支え合い 健やかに安心して暮らせる まちづくり

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

誰もが、互いを認め合い、困ったときに互いに助け合う「やさしさあふれるまちづくり」を目指します。

基本目標2 とともに支え合うまちづくり

誰もが、人と人とのふれあいを大切にし、住みよい地域づくりに参加する「ともに支え合うまちづくり」を目指します。

基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり

誰もが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに「自立した生活を送ることができるまちづくり」を目指します。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

誰もが、安全で快適な環境の中で、「安心して生活することができるまちづくり」を目指します。

3 SDGsを踏まえた計画の推進

SDGs（エス・ディ・ジーズ）は、持続できるという Sustainable（サステイナブル）のS、開発という Development（ディベロップメント）のD、目標である Goal の複数形 Goals（ゴールズ）のGとsの略語であり、日本語訳として「持続可能な開発目標」とされています。

このSDGsは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際社会の共通目標で、持続可能な世界を実現するために、17の大きな目標と169のターゲット及び232の指標から構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓い、先進国と発展途上国が一丸となって取り組んでいます。

我が国においても、2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指し、取組を進めています。

本町では、「第4期地域福祉計画」の各種施策がSDGsの推進につながるものと考え、SDGsの視点を取り入れ、基本理念、基本目標の達成に向けた、各種施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



基本目標	取組の方向	施 策	SDGs
2 ともに支え合うまちづくり	1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	(1) 地域福祉活動の推進 ○地域で支える仕組みの充実 ○地域サロン等交流機会の促進 (2) 協働のまちづくりの推進 ○協働のまちづくり支援事業	
	2 地域福祉を支える団体活動の推進	(1) 社会福祉協議会との連携 ○社会福祉協議会活動支援 (2) 地域福祉を支える団体の活動支援 ○ボランティア団体等の活動支援 ○民生委員児童委員協議会の活動支援	
3 自立した生活を送ることができるまちづくり	1 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進 ○生活習慣病の発症予防と重症化予防 ○健康に関する生活習慣の改善 ○健康を支え、守るための社会環境の整備 (2) 医療との連携 ○医療との連携	
	2 福祉サービスの適切な利用の推進	(1) 相談体制の充実 ○相談体制の充実 ○断らない相談支援体制の構築 ○いのち支える体制の強化 (2) 情報提供体制の整備 ○情報提供体制の整備	

基本目標	取組の方向	施 策	SDGs
<p>3 自立した生活を送ることができるまちづくり</p>	<p>3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実</p>	<p>(1) 高齢者福祉の支援体制の充実 ○適切な介護サービスの提供 ○認知症施策の推進 ○ひとり暮らし高齢者等の支援 ○介護者への支援体制 ○高齢者の就労支援 ○高齢者の生きがいづくりの推進 ○介護予防施策の推進</p> <p>(2) 障がい者の自立支援と社会参加 ○障がいへの理解促進 ○障がい者の自立した生活支援の充実 ○障がい者の雇用・就業の推進 ○発達支援システムの確立</p> <p>(3) 低所得者等の福祉の推進 ○低所得者福祉の推進 ○生活困窮者の自立支援</p>	  
	<p>4 切れ目のない権利擁護システムの推進</p>	<p>(1) 人権を尊重する社会の形成 ○人権意識の啓発 ○配偶者からの暴力被害者への支援 ○高齢者や障がい者の権利擁護</p> <p>(2) 成年後見制度等の推進（幕別町成年後見制度利用促進基本計画） ○成年後見制度の推進 ○日常生活自立支援事業の活用推進</p> <p>(3) アイヌの人たちへの福祉の推進 ○アイヌの人たちへの生活支援・活動支援</p>	

基本目標	取組の方向	施 策	SDGs
3 自立した生活を送ることができるまちづくり	5 再犯の防止等の推進 (幕別町再犯防止推進計画)	<p>(1) 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立支援 ○保健医療・福祉サービスの提供 ○重層的支援体制整備事業の活用 <p>(2) 広報・啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○更生保護に関する啓発活動の推進 	
4 安心して生活できるまちづくり	1 安全で快適な環境づくりの推進	<p>(1) 生活環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○良好な生活環境の確保 <p>(2) 災害時に備えた体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者支援体制と地域防災力向上対策の重要性 ○町民一人ひとりが取り組むこと ○地域が取り組むこと ○事業者が取り組むこと ○行政が取り組むこと 	

第4章 施策の実現に向けて

基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

1 子育てにやさしい環境づくり

【現状と課題】

共働き家庭の増加やライフスタイル・価値観の多様化等に伴う少子化の進行、核家族化の進展、子どもの貧困の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちを取り巻く環境が大きく変化しており、子育てや子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

【施策の方向性】

子ども・若者が人格形成の基礎を築きながら、等しく健やかに成長することができ、子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関する様々な不安や負担を軽減できる環境をつくること、子育て・親育てに地域住民が積極的に協力し、支えあい、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることができる地域づくりを目指します。

【主な施策】

(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等

項目	内容	個別計画 (担当課)
幼児期の学校教育・保育の一体的提供	○教育・保育施設及び地域型保育事業の相互の連携	幕別町こども計画 (こども課) (学校教育課)
	○認定こども園の設置による教育・保育の一体的提供	
	○安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備	
幼児期の学校教育・保育の充実	○利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上	
	○幼稚園や保育所等における施設整備や保育サービスの充実	

(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
地域子ども・子育て支援事業の推進	○家庭で子育てをする保護者が疾病、疲労等で児童の養育が困難となった場合に一時的に預ける「ショートステイ」、就労、疾病・入院等による負担軽減のための「一時預かり」の実施	幕別町こども計画 (こども課)

項目	内容	個別計画 (担当課)
地域子ども・子育て支援事業の推進	○「地域子育て支援拠点」における子どもの健やかな育ちを支援するための子育て相談、援助活動	幕別町こども計画 (こども課)
	○保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生が通う「放課後児童クラブ」の実施	
子育て支援のネットワークづくり	○「地域子育て支援拠点」による交流の場の提供、情報発信による子育て支援サービス等のネットワークの形成・促進	
	○地域社会が子育て家庭を支えることができるような意識啓発の実施	
児童の健全育成	○様々な体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくり	幕別町こども計画 (こども課)
	○異世代間のふれあいによる交流事業の推進	第7次幕別町生涯学習中期計画 (生涯学習課)
	○自然体験やボランティア活動など多様な経験を通じた豊かな人間性の育成	
	○民生委員・児童委員による学校訪問や相談を通じた子どもたちの健全育成と、関係機関の連携による児童虐待の早期発見・予防	(福祉課)

(3) 特に支援を必要とする子どもへの取組の推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
児童虐待防止対策の充実	○子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長の保障	幕別町こども計画 (こども課) (保健課) (保健福祉課)
	○支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察や地域等の関係機関が連携・協力する総合的支援	
ヤングケアラーへの支援に向けた連携強化	○ヤングケアラーに関する普及啓発と、教育、福祉、介護等の関係機関との連携強化による早期発見や適切な支援	
ひとり親家庭の自立支援の推進	○相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供	

項目	内容	個別計画 (担当課)
障がい児支援 の充実	○乳幼児期の健診を通した、異常の早期発見、早期治療、早期療育の促進と、各種相談指導を通した、母子の健康確保及び適切な育児支援	幕別町こども 計画 (こども課) (保健課)
	○専門職による相談、療育の提供など発達支援センターの機能充実	まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版) (福祉課)
	○家庭でのアドバイスやペアレントトレーニングなど保護者支援の推進	

(4) 子どもの貧困対策の推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
相談・生活支援 の充実	○関係機関による相談対応や生活支援の充実	幕別町こども 計画 (こども課)

2 地域福祉活動を担う人材の育成

【現状と課題】

困ったときに助け合うことができる、やさしさにあふれたまちをつくるためには、すべての人がかけがえのない存在であることを認め合い、尊重し合うことが大切です。

地域福祉活動は、支援を必要としている人だけのものではなく、お互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らしていくための地域づくりにつながることを地域に住むすべての人々が認識し、新たな支え合いの仕組みを理解することが必要です。

【施策の方向性】

誰もが地域社会の一員であり地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動の担い手を育てていくため、福祉教育の推進、地域交流活動の推進など、地域に暮らすさまざまな人とふれ合う機会を通じて、認め合い、支え合う心を育てる取組を推進します。

【主な施策】

(1) 福祉意識の醸成

項目	内容	個別計画 (担当課)
福祉教育の推進	○学校や福祉関係者との連携による青少年の福祉教育の推進	第6期地域福祉実践計画 (幕別町社会福祉協議会)
	○多様な人たちの地域活動への参加促進	
地域福祉に関する理解を深める取組の推進	○住民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うための出前講座や啓発活動の充実	
	○高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりの推進	
	○地域福祉を担う人材の確保や住民主体で行われる地域活動への支援	

(2) 地域福祉活動を担う人材の育成

項目	内容	個別計画 (担当課)
地域福祉活動を担う人材の育成	○住民一人ひとりが地域の担い手であるという意識を培うための出前講座や啓発活動の充実	第6期地域福祉実践計画 (幕別町社会福祉協議会) (福祉課)
	○関係機関との連携による、地域福祉活動の核となる役割を担う人材の育成	
ボランティアの養成	○ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実	第6期地域福祉実践計画 (幕別町社会福祉協議会) (福祉課)
	○「生活支援体制整備事業」による地域における支え合いの仕組みづくりや人材育成への支援	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)

基本目標2 ともに支え合うまちづくり

1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進

【現状と課題】

住民間のつながりが希薄化し、相互扶助機能が低下している中、地域で暮らす方の中には、様々な問題に直面しながら、その対応に不安を抱えている方が少なくありません。

障がいがある人も、ない人も、高齢の人も住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができることを望んでおり、地域全体が家族のように助け合い、支え合うという意識が必要です。

住民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、関係する機関・団体・行政が一緒になって、豊かな町づくりを考えていくことが必要です。

【施策の方向性】

住み慣れた地域でいつまでも安心した生活ができるよう、「生きがい」や「楽しみ」を持ち続けることができるよう地域内活動の参加を促進し、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを推進します。

地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、協働のまちづくりを推進するとともに、地域住民やボランティアなどによって運営されている地域サロン等の交流機会の促進に努めます。

【主な施策】

(1) 地域福祉活動の推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
地域で支える 仕組みの充実	○民生委員・児童委員や町内会などの連携による、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある人を地域で見守るネットワーク作りと相談機能の充実	(福祉課)
	○障がいのある人の生活を社会や地域で支える気運を高めるための意識啓発の実施	まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版) (福祉課)
	○「生活支援体制整備事業」による地域における支え合いの仕組みづくり等助け合いの推進	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)

項目	内容	個別計画 (担当課)
地域サロン等 交流機会の促 進	○助け合いのまちづくりへの理解の促進	幕別町高齢者 保健福祉ビジ ョン2024 (保健課) (福祉課) (生涯学習課)
	○高齢者や障がいのある人などが交流できる地域サ ロンの促進	
	○高齢者や障がいのある人の社会参加の促進	第6期地域福 祉実践計画 (幕別町社会 福祉協議会)

(2) 協働のまちづくりの推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
協働のまちづ くり支援事業	○地域住民自らが行政との協働によるまちづくりに 参加する各種事業の支援	(住民課)
	○住民と行政とのパートナーシップによる協働のま ちづくりに関する情報の提供	
	○「協働のまちづくり検討委員会」における住民要望 に即した事業の追加や見直し	

2 地域福祉を支える団体活動の推進

【現状と課題】

地域福祉の課題については、社会福祉協議会や老人クラブなどの関係機関、団体と地域との連携により解決することが求められています。

現在、さまざまな民間の福祉活動団体により、各種サービスが提供されていますが、このような団体同士が連携・協力し、地域住民の活動を支援する基盤を作ることが重要であり、それぞれの団体が有する専門的な知識や能力を共有し、効果的・効率的な活動を行うことが求められています。

【施策の方向性】

社会福祉協議会や老人クラブ、民生委員児童委員協議会などの関係機関・団体などの連携・協力により、福祉に関する情報交換や活動を担う人づくりを進め、地域住民と関係機関・団体などによる円滑な地域福祉の体制づくりを推進します。

【主な施策】

(1) 社会福祉協議会との連携

項目	内容	個別計画 (担当課)
社会福祉協議 会活動支援	○町の福祉施策と連携した事業を実施する幕別町社 会福祉協議会への活動支援の実施	(福祉課)

(2) 地域福祉を支える団体の活動支援

項目	内容	個別計画 (担当課)
ボランティア 団体等の活動 支援	○住民の多様なニーズにきめ細かく対応することが できるボランティア団体等への活動支援の実施	第6期地域福 祉実践計画 (幕別町社会 福祉協議会) (福祉課)
	○地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参 加できる仕組みづくりの推進	
民生委員児童 委員協議会の 活動支援	○民生委員・児童委員の円滑な職務の遂行に向けた活 動支援の実施	(福祉課)

基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり

1 健康づくりの推進

【現状と課題】

医学の進歩や栄養改善により、我が国は世界有数の長寿国となる一方で、生活習慣や生活環境の変化に伴い、脳血管疾患や糖尿病、心臓病などの生活習慣病が増えています。

住民一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むことの大切さを啓発し、ライフステージに合わせた健康づくりを一体的に推進していく必要があります。

【施策の方向性】

要介護の原因となる脳血管疾患・認知症・運動機能低下を予防するため、中高年期からの健康づくりを推進して、健康寿命の延伸を目指します。

また、住民一人ひとりが地域で孤立することなく、生きがいのある生活が送れるよう、住民同士のつながりの構築にも努めます。

【主な施策】

(1) 健康づくりの推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
生活習慣病の 発症予防と重 症化予防	○特定健康診査やがん検診等の定期受診を継続できるよう、受診勧奨の強化や受診しやすい健診体制整備の実施	第3期まくべつ健康21 (保健課)
	○生活習慣病の早期発見・早期治療・重症化予防の推進	
健康に関する 生活習慣の改 善	○ライフステージに合わせた栄養・食生活の改善、身体活動・運動・休養の改善、適正な飲酒・喫煙習慣の改善、歯・口腔状態の改善の実施	幕別町高齢者 保健福祉ビジ ョン2024 (保健課)
	○生活機能の維持及び向上を図るため、フレイルや低栄養、骨粗鬆症などの虚弱状態の予防の推進	
健康を支え、守 るための社会 環境の整備	○すべての町民が無理なく健康な行動をとれる環境づくりのため、集団や個人、地域の特性を踏まえた健康づくりの推進	第3期まくべつ健康21 (保健課)

(2) 医療との連携

項目	内容	個別計画 (担当課)
医療との連携	○疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するための保健・福祉と医療との連携	第3期まくべつ健康21 (保健課)

2 福祉サービスの適切な利用の推進

【現状と課題】

町民が抱える課題を早期に発見し、適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大変重要です。相談者に対して、福祉制度や福祉サービスに関してわかりやすく情報提供することや適切な福祉サービスを選択できるように、相談窓口を整備強化する必要があります。

また、相談者は複数の課題を抱えているケースが多く、誰にも相談できず地域から孤立する場合があることから、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や状況に応じて関係する専門機関に適切につなげていくという相談支援体制の強化が必要となっています。

【施策の方向性】

町民が抱える福祉課題をより柔軟に、早期に解決していくためには、日常的な困りごとから専門的支援を要する相談までを担う人材や支援機関が必要であることから、それぞれが役割を認識し、担当分野における知識や対応技術の向上に努めます。

また、保健・医療・福祉等、さまざまな相談にワンストップで対応できる相談体制の構築や、福祉制度や福祉サービス等の提供方法については、合理的配慮に努めます。

【主な施策】

(1) 相談体制の充実

項目	内容	個別計画 (担当課)
相談体制の充実	○障がい者相談支援事業所等、身近な地域での相談窓口の充実	まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版) (福祉課)
	○基幹相談支援センターによる後方支援等による障がい者相談支援事業所の資質向上の推進	
	○「とまち生活安心センター」などの専門的な相談機関との連携の推進	

項目	内容	個別計画 (担当課)
相談体制の充実	○保健・医療・福祉・教育・労働などの多様な相談に応じることができる総合相談窓口「札内住民相談室」の周知	(住民相談室)
	○地域包括支援センターを中心とする介護者等の相談体制の充実	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)
断らない相談支援体制の構築	○どこに相談すればよいかわからない困難を抱えた人の相談を受けとめる「よろず相談窓口」の設置	(福祉課)
いのち支える体制の強化	○連携体制の強化を目的に庁内に設置した「いのち支える連携会議」における、保健、福祉、教育等関係各課の連携	第3期まくべつ健康21 (保健課) (福祉課) (学校教育課)
	○自殺の動機につながりやすい様々な社会的要因のある町民に対する適切かつ総合的な支援	
	○関係職員を対象に、人材育成を目的とした研修を実施するなど、自殺対策に係る体制強化の推進	

(2) 情報提供体制の整備

項目	内容	個別計画 (担当課)
情報提供体制の整備	○情報共有、研修会開催、相談窓口の継続による在宅医療・介護連携の推進	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)
	○多様化・複雑化するニーズに対応し、適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備	(福祉課)

3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実

【現状と課題】

福祉サービスは、利用者が主体的にサービスを選択する利用制度となったことから、利用者が満足でき、質の高いサービスを提供するための取組を進めることが必要です。

多様化・複雑化する町民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会やNPO法人等によるさまざまなサービスの参入を促進することも必要です。

また、自ら支援を求めようとしないことや認知症などによりサービスを選択することが困難といった理由から、いわゆる「サービス未利用の要支援者」となっている方への対応も求められています。

【施策の方向性】

福祉サービスの充実と事業者と連携した多様で質の高いサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、支援の必要な方が確実に支援を受けられる仕組みづくりに努めます。

【主な施策】

(1) 高齢者福祉の支援体制の充実

項目	内容	個別計画 (担当課)
適切な介護サービスの提供	○要介護者の生活環境に合わせた介護サービス提供のための基盤整備	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)
	○高齢者やその家族が安心して暮らすことができる介護サービスの質の向上	
	○地域包括支援センターを中心とする介護者等の相談体制の充実	
認知症施策の推進	○認知症サポーター養成講座による認知症の知識・理解の普及	
	○一般介護予防事業による認知症予防活動	
	○認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期対応	
	○認知症カフェの支援による社会参加の促進	
ひとり暮らし高齢者等の支援	○「高齢者見守りネットワーク事業」「SOSネットワーク事業」による見守り体制の構築	
	○「食の自立支援サービス」「緊急通報装置設置事業」等福祉事業の充実	
介護者への支援体制	○地域包括支援センターを中心とする介護者等の相談体制の充実	
	○「介護用品等給付事業」「在宅介護者の集い事業」による介護者の負担軽減	
高齢者の就労支援	○高齢者の多様化するニーズに応えられるよう、人材確保の推進と、高齢者就労センターの理念にあった雇用機会拡大に向けた支援の実施	第6期地域福祉実践計画 (幕別町社会福祉協議会)
高齢者の生きがいづくりの推進	○「生きがい活動支援通所事業」による生きがいの支援と人材の育成	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)
	○自主的で魅力ある老人クラブ活動への支援の実施	

項目	内容	個別計画 (担当課)
介護予防施策 の推進	○自立支援の推進のため介護予防・日常生活支援総合事業の拡充	幕別町高齢者 保健福祉ビジ ョン2024 (保健課)
	○「介護予防普及啓発事業」「介護予防ポイント制度」等による一般介護予防事業の充実	
	○「地域リハビリテーション活動支援事業」による介護予防の機能強化	

(2) 障がい者の自立支援と社会参加

項目	内容	個別計画 (担当課)
障がいへの理 解促進	○障がいへの理解、差別解消の促進に関する講演会、勉強会の開催	まくべつ障が い者福祉プラ ン2021(改訂 版) (福祉課)
	○ヘルプマーク・ヘルプカードなどの障がい者マークの周知活動	
	○小中学校での授業や地域住民への出前講座による障がいに対する理解の啓発	
	○町内在住の医療的ケア児の対応に必要な医療的ケアについての理解と支援方法に関する研修会の開催	
障がい者の自 立した生活支 援の充実	○障がいの状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスの提供	まくべつ障が い者福祉プラ ン2021(改訂 版) (福祉課)
	○利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備の促進	
	○就労が困難である人、通院等で経済的に困窮している障がいのある人に対する経済的自立への支援	
	○難病の人へのサービスや各種障害福祉制度などの情報提供の充実	
障がい者の雇 用・就業の推進	○障がいのある人のニーズや特性に応じた就業先の調整や開拓	まくべつ障が い者福祉プラ ン2021(改訂 版) (福祉課)
	○就労や、障害福祉サービスを利用していない人の掘り起こしと就労支援	
	○「障がい者職場体験事業」、「障がい者チャレンジ雇用事業」の実施	
	○障がいのある人が農業に携わることにより、自信や生きがい、社会参画を実現する取組である「農福連携」の推進	

項目	内容	個別計画 (担当課)
発達支援システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の強化及び関係機関の連携強化 ●支援体制の充実～乳児期から18歳までの発達相談と専門職による療育機能の充実 ●個別支援計画及びサポートファイルの活用及び促進による継続的な支援 ●母子保健関係機関(保健課)との連携～乳幼児健診等での専門職による助言・情報提供 ●保育所等(子ども課)との連携～巡回相談での専門職による助言・情報提供 ●教育機関(学校、教育委員会)との連携～巡回相談、心理士の発達検査の実施、助言、不登校支援等 ●福祉関係機関(福祉課)との連携～福祉サービスに係る情報提供、児童にかかわる事業所に対する情報提供、18歳以降の困り感や課題についての情報共有 	幕別町こども計画 (子ども課)
	○自立支援協議会こども支援部会において、こどもの発達に係る研修や課題共有、解決に向けた協議の場の提供	まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版) (福祉課)
	○自立支援協議会医療的ケア児支援部会において、医療的ケア児の実態調査(3年ごと)による対象者の早期把握	

(3) 低所得者等の福祉の推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
低所得者福祉の推進	○民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携した就労、生活などの相談・指導の充実	(福祉課)
生活困窮者の自立支援	○生活困窮者自立支援法に基づき、実施主体である北海道と連携した必要な支援	

4 切れ目のない権利擁護システムの推進

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、知的・精神障がい者など、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とされている人を狙った詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的虐待が問題となっており、地域における相談窓口や見守り活動の充実に加え、実効性・継続性のある権利擁護の取組が求められています。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が十分でない人にとって

は、福祉サービスの利用にあたって、その選択や契約手続きが自力では行えないことから、サービスを必要とする人が、適切なサービスを安心して受けられるための権利擁護体制の整備が求められています。

【施策の方向性】

高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DVに対する予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関と連携を図りながら、体制の整備に努めます。

また、成年後見制度等の推進項目を「幕別町成年後見制度利用促進計画」と位置づけ、認知症などで判断能力が低下した高齢者や障がい者などの権利擁護のため、相談体制の充実と成年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図ります。

【主な施策】

(1) 人権を尊重する社会の形成

項目	内容	個別計画 (担当課)
人権意識の啓発	○地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて、誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動の実施	(住民課)
	○帯広人権擁護委員協議会による特設人権相談の継続的な支援	
配偶者からの暴力被害者への支援	○被害者の早期発見及び安全確保と、迅速かつ適切な対応	(福祉課)
	○状況に応じて配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害防止の措置並びに被害者に対する相談及び一時保護	
	○一時保護後の自立支援	
高齢者や障がい者の権利擁護	○高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のための相談窓口の体制整備	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)
	○地域の関係者や関係機関との連携強化	
	○高齢者や障がい者の虐待防止に関する普及啓発の実施	
	○高齢者や障がい者に対する虐待発見時の支援体制の推進	まくべつ障がい者福祉プラン2021(改訂版) (福祉課)

(2) 成年後見制度等の推進（幕別町成年後見制度利用促進基本計画）

項目	内容	個別計画 (担当課)
成年後見制度 の推進	○後見実施機関による相談体制の充実	幕別町高齢者 保健福祉ビジ ョン2024 (保健課)
	○成年後見制度の周知	
	○認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等の成 年後見制度の活用	
	○後見実施機関・中核機関が実施する「成年後見推進 事業」や「成年後見町長申立て」「成年後見支援費 扶助」による権利擁護の充実	まくべつ障が い者福祉プラ ン2021(改訂 版)
	○中核機関による地域連携ネットワークの強化	(福祉課)
日常生活自立 支援事業の活 用推進	○北海道社会福祉協議会(窓口業務等は幕別町社会福 祉協議会が業務委託を受け実施)が実施する、判断 能力が不十分な方を対象とした福祉サービスの利 用援助等(日常的金銭管理を含む)を行う「日常生 活自立支援事業」の普及・啓発	第6期地域福 祉実践計画 (幕別町社会 福祉協議会)

(3) アイヌの人たちへの福祉の推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
アイヌの人た ちへの生活支 援・活動支援	○アイヌの人たちの生活の安定及び福祉の向上を図 るため、生活館運営事業の実施	(福祉課)
	○アイヌの人たちが安定した生活を営めるよう相談 体制の充実	
	○アイヌ協会の運営の支援	(福祉課) (生涯学習課)
	○アイヌ文化の保存・伝承のための活動の支援	第7次幕別町 生涯学習中期 計画 (生涯学習課) アイヌ施策推 進地域計画 (生涯学習課)

5 再犯の防止等の推進（幕別町再犯防止推進計画）

【現状と課題】

刑法犯の検挙者数は減少していますが、再犯者数は大きく減少しておらず、検挙者数のうち約半数が再犯者となっていることから、犯罪の繰り返しをいかに防止するかが重要となっています。

罪を償い再出発しようとしても、生活困窮、高齢など様々な困難を抱えている人が少なくはなく、安定した生活を確保できないと、社会復帰が困難な状況に陥ってしまいます。

また、地域社会に戻っても、必要な支援を受けられないと孤立し、再犯に至ってしまうことがあります。

【刑法犯検挙者中の再犯数及び再犯者率（全国・帯広警察署）】

年次	全国の刑法犯検挙者数（人）			帯広警察署の刑法犯検挙者数（人）		
		再犯者数（人）	再犯率（%）		再犯者数（人）	再犯率（%）
令和元年	192,607	93,967	48.8	288	123	42.7
令和2年	182,582	89,667	49.1	241	132	54.8
令和3年	175,041	85,032	48.6	344	156	45.3
令和4年	169,409	81,183	47.9	357	177	49.6

資料：警察庁・犯罪統計および札幌矯正管区提供警察署別犯罪統計データによる

※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

【施策の方向性】

本計画における再犯防止等の推進の施策は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、「幕別町再犯防止推進計画」と位置づけ、孤独・孤立や生きづらさを抱えながらも、過去の過ちから立ち直ろうとする人を再び地域に受け入れ、ともに支え合う包摂的な地域社会の実現に向け、関係行政機関・民間団体関係者等の連携を図ります。

【主な施策】

（1）犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施

項目	内容	個別計画 （担当課）
自立支援	○就業に向けた支援、生活困窮者や高齢者、障がい者等に対する相談支援	（福祉課） （保健課）
保健医療・福祉サービスの提供	○社会福祉施設等の利用に向けた支援や、生活困窮者に対する自立支援	（福祉課） （保健課）
	○心身が不調な時に利用できる相談窓口の周知	（保健課）

項目	内容	個別計画 (担当課)
保健医療・福祉サービスの提供	○女性特有の問題への支援	(福祉課) (保健課)
	○関係機関、団体との情報共有と、連携強化	(福祉課 他)
重層的支援体制整備事業の活用	○複雑化、複合化している事例については、「コミュニティソーシャルワーカー」が調整役を担い、課題の解決に向けて関係各課・関係機関が連携・協働した支援の実施	(福祉課)

(2) 広報・啓発活動の推進

項目	内容	個別計画 (担当課)
更生保護に関する啓発活動の推進	○「社会を明るくする運動」を通じた地域住民の理解促進	(福祉課)

6 重層的支援事業の取組（幕別町重層的支援体制整備事業実施計画）

【現状と課題】

地域共生社会の実現のために社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設され、令和3年4月1日から施行されました。

これまでの福祉政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者ごとや、要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに支援を進めてきました。しかし、現代社会においては、ひきこもりや社会的孤立をはじめ、生きる上での困難・生きづらさを抱えながらも既存の制度の対象となりにくいケースや、個人や世帯が複数の生活上の課題を抱えているケースなど、課題全体をとらえて関わっていくことが必要なケースについて指摘されているところです。

【施策の方向性】

本計画における重層的支援事業の取組の施策は、社会福祉法第106条の5に基づく「幕別町重層的支援体制整備事業実施計画」と位置づけ、本町における重層的支援体制整備事業が適切かつ効果的に実施できるよう、その体制整備を進めるとともに、事業実施の理念や目指すべき方向性について、共通認識を醸成していくものです。

重層的支援体制整備事業では、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしながら、困難を抱えた方やその家族の複雑化・複合化した支援ニーズ

に対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援や地域づくりに向けた支援に対し、関係する多機関が共同で一体的に取り組めます。

【実施体制】

(1) 支援体制の構築

項目	内容	個別計画 (担当課)
断らない相談支援体制の構築	○高齢者とその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズや、制度の狭間のケースに対応する、包括的な支援体制の構築	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)
	○ひきこもりや介護、生活困窮など、様々な問題にワンストップで対応するため、「断らない相談支援体制」の構築	(福祉課)
	○複雑化・複合化している事例については「コミュニティソーシャルワーカー」が調整役を担い、関係各課及び機関が連携・協働した支援の実施	
ひきこもり当事者等への支援	○ひきこもり当事者及びその家族を対象とした相談窓口や居場所、また不登校に関する交流と学びの場の開設	
困難な問題を抱える女性への支援	○ひきこもり当事者や家族への相談体制の充実	
	○女性のDV被害などの相談の受付と支援	

(2) 相談窓口（設置形態：基本型、運営形態：直営）

主な対象分野	相談窓口	担当
高齢者に関すること	地域包括支援センター	保健課高齢者支援係（幕別） 札内支所住民相談室（札内） 保健福祉課福祉係（忠類）
障がいに関すること	基幹相談支援センター	福祉課障がい福祉係（幕別） 札内支所住民相談室（札内） 保健福祉課福祉係（忠類）
こどもに関すること	子育て支援センター	子育て支援センター（札内さかえ保育所内、あおば分室、まくべつ分室、忠類保育所内）

主な対象分野	相談窓口	担当
こどもに関すること	子育て世代包括支援センター	保健課おやこ保健係（幕別） 札内支所住民相談室（札内） 保健福祉課保健係（忠類）
	子ども家庭総合支援拠点	こども課こども支援係（幕別） 札内支所住民相談室（札内） 保健福祉課保健係（忠類）
生活困窮に関すること	生活相談窓口	福祉課社会福祉係（幕別） 札内支所住民相談室（札内） 保健福祉課福祉係（忠類）
どこに相談してよいかわからないとき	よろず相談窓口	福祉課社会福祉係（幕別）

（３）参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ事業の実施体制

事業名	実施体制	実施主体
参加支援事業	コミュニティソーシャルワーカー、ひきこもり支援アドバイザー、保健師・事務職をはじめとした職員、幕別町社会福祉協議会職員及び障がい者福祉事業所職員	町（直営）
多機関協働事業	コミュニティソーシャルワーカー、ひきこもり支援アドバイザー、保健師・事務職をはじめとした職員	
アウトリーチ事業		

※ 参加支援事業…介護・障がい・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行い、社会とのつながりに向けた支援を行う。

多機関協働事業…複合的な課題を抱え課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、支援を行う事業。支援関係機関の抱える課題をアセスメントし、各々の役割分担や支援の方向性を整理し、ケース全体の調整機能を果たす。

アウトリーチ事業…長期にわたりひきこもりの状態にあるなど必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業。本人と直接関わるための信頼関係や、つながりづくりのための事業。

(4) 幕別町支援会議・幕別町重層的支援会議の実施方法

会議	支援内容	担当
幕別町支援会議	○社会福祉法第106条の6の規定に基づく会議で、構成員に対し守秘義務を設け、本人の同意がない場合にもコミュニティソーシャルワーカーが調整を行い、情報共有や地域における必要な支援体制を検討	保健課高齢者支援係（幕別） 札内支所住民相談室（札内） 保健福祉課福祉係（忠類） ※その他必要に応じて調整
幕別町重層的支援会議	○複合化・複雑化したケースは、支援対象者等から同意を得た上でコミュニティソーシャルワーカーが調整し、支援関係機関との情報共有、多機関協働事業に係るフォロー及び支援対象者等をバックアップ	福祉課社会福祉係（幕別） 札内支所住民相談室（札内） 保健福祉課福祉係（忠類） ※その他必要に応じて調整

(5) 支援関係機関間の連携の在り方

個別の相談支援で多機関の連携を要するケースに関しては、支援会議や重層的支援会議において、相談支援機関その他ケースに関わる関係者・関係機関による協議を踏まえ、計画的な支援を実施します。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

1 安全で快適な環境づくりの推進

【現状と課題】

誰もが、住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らすためには、生活環境の向上が重要であり、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めていくことが必要です。

また、大規模な災害などが発生した場合には、行政の及ぶ範囲には限界があり、地域での自主的な活動が重要となることから、「幕別町地域防災計画」において、災害時における住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）それぞれが担うべき事項を確認し、日ごろから町民の防災意識の醸成に努め、総合の協力体制を構築しておくなどの備えが必要です。

【施策の方向性】

公共施設や公営住宅などの公共建築物及び道路等の整備においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、地震などの災害に対応した整備に努めます。

また、災害に備え自主防災組織の育成及び支援を図るとともに、地域における避難訓練に協力するなど、災害発生時に町民が迅速に避難することができるよう地域防災力の向上を推進します。

さらに、災害時の避難に困難が想定される高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮した避難対策を講じます。

【主な施策】

(1) 生活環境の整備

項目	内容	個別計画 (担当課)
良好な生活環境の確保	○バリアフリーによる歩行者空間が確保されるまちづくり	幕別町都市計画マスタープラン (都市計画課) (福祉課) (保健課)
	○高齢者や障がい者等交通弱者のモビリティを確保する利便性の高い公共交通機関の運行・検討と、ユニバーサルデザインに配慮した道路等施設の整備	
	○安心な防災まちづくりのため、水害や地震などの災害事象ごとに対応できる避難所の確保と整備	
	○生活相談員を配置した「高齢者世話付住宅」による高齢者の暮らしに配慮した住まいの確保	幕別町高齢者保健福祉ビジョン2024 (保健課)

(2) 災害時に備えた体制の整備

項目	内容	個別計画 (担当課)
要配慮者支援体制と地域防災力向上対策の重要性	○高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、疾病者及び外国籍住民などで、特に配慮を要する「要配慮者」のうち、特に支援が必要な者を登載した「避難行動要支援者名簿」の作成	地域防災計画 (防災環境課)
町民一人ひとりが取り組むこと	○避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認	
	○食料をはじめとした防災備蓄品の「最低3日間、推奨1週間」準備	
	○災害時に近隣の協力が得られるよう、相互協力関係の構築	
地域が取り組むこと	○地域等での防災訓練、防災に関する講習会への積極的な参加	
	○自発的な防災活動に関する計画の作成及び町との連携	
	○要配慮者及びその家族に対する防災訓練や研修会等への参加啓発	
	○災害時の「共助」としての自主防災組織の結成・育成	
事業者が取り組むこと	○町内会等における、地域内の要配慮者への支援体制の整備	
	○施設の災害に対する安全性を高めるため防災設備等の整備	
	○あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画、緊急連絡体制等の明確化	
	○他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の確保	
行政が取り組むこと	○職員や施設利用者の災害に対する基礎的な知識や行動に関する理解のための防災教育の実施	
	○個人情報保護に留意し、町が把握する状況と、関係機関の協力による避難行動要支援者名簿の作成及び更新	
	○避難支援に際し関係者となる団体・地域との情報共有及び連携体制の構築	
	○災害発生時に緊急かつ着実な避難情報が伝達される情報伝達手段の多様化	
	○一般の避難スペースで生活することが困難な要配慮者が、状態に応じて適切な配慮が受けられる福祉避難所の整備	
○関係部署や関係機関と連携し、避難行動要支援者一人ひとりの状況に応じた個別避難計画の作成		

[資料]

1 幕別町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	氏 名	分 野	各種機関・団体等
委 員 長	高 橋 平 明	社会福祉関係者	社会福祉法人幕別町社会福祉協議会
副 委 員 長	小 尾 一 彦	学識経験者	幕別町教育委員会
委 員	宮 澤 清 志	社会福祉関係者	幕別町障害者団体連絡協議会
	原 田 啓 二		幕別町こども会育成連絡協議会
	成 田 啓 介	社会福祉関係事業者 (介護事業)	社会福祉法人幕別真幸協会
	宮 澤 恵 子	社会福祉関係事業者 (障がい福祉事業)	社会福祉法人ひまわり
	飛 田 稔 章	地域活動団体関係者	幕別町老人クラブ連合会
	及 川 昇		忠類地区公区長連絡協議会
	横 山 宏	学識経験者	幕別町民生委員児童委員協議会
	景 山 倫 照	保健医療機関関係者	医療法人社団景山医院
	柿 崎 登 美 子	町民（公募）	
	森 田 茂 生		
	稲 上 豊 彦		
門 野 千 絵 美			
一 柳 正 浩			

2 幕別町地域福祉計画策定委員会への諮問

幕福祉第848号
令和6年5月20日

幕別町地域福祉計画策定委員会委員長 様

幕別町長 飯田 晴義

幕別町地域福祉計画の策定について（諮問）

幕別町地域福祉計画の策定について、幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）第2条の規定に基づき諮問します。

3 幕別町地域福祉計画策定委員会の答申

令和7年 月 日

幕別町長 飯田 晴義 様

幕別町地域福祉計画策定委員会
委員長 高橋 平明

幕別町地域福祉計画の策定について（答申）

令和6年5月20日付け幕福祉第848号にて当委員会に諮問された幕別町地域福祉計画の策定について、慎重に審議した結果、別添のとおりまとめましたので、ここに答申します。

4 幕別町地域福祉計画策定委員会の協議経過

- 令和6年度
 - 第1回（令和6年5月20日）
 - ・地域福祉計画の進捗状況について
 - ・地域福祉計画について

 - 第2回（令和6年12月6日）
 - ・地域福祉計画の策定について

 - 第3回（令和7年 月 日）
 - ・地域福祉計画の策定について
 - ・地域福祉計画の答申書について

5 幕別町地域福祉計画策定委員会条例

○幕別町地域福祉計画策定委員会条例（平成21年条例第9号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、幕別町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定等に関し必要な事項について協議するため、幕別町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他計画策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）公募による者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第38号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月21日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

幕別町地域福祉計画

発行日 令和7年3月

発行者 幕別町（保健福祉部福祉課）

〒089-0692 中川郡幕別町本町130番地1

TEL : 0155-54-6612

FAX : 0155-54-3839

E-Mail : shakaifukushi@town.makubetsu.lg.jp